

本日の審議事項等について

(京都府環境審議会総合政策・地球環境合同部会)

府民環境部 脱炭素社会推進課

2022年10月28日 (金)

10:00~12:00

(オンライン : Zoom)

<審議事項>

■ 京都府地球温暖化対策推進計画の改定（中間案）について

※「地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会」の検討結果（基準案）の報告含む

<報告事項>

■ 再生可能エネルギーの導入等促進プランの改定（中間案）について

計画改定に向けたスケジュール案

2022年

7月 環境審議会 会長への諮問
→総合政策部会・地球環境部会へ付議

第1回 総合政策部会・地球環境部会（合同部会）

9月 第2回 総合政策部会・地球環境部会（合同部会）
○ 新たな目標設定を審議

地域脱炭素化促進区域設定
基準に関する専門委員会

- 第1回：8/1開催
- 第2回：8/25開催
- 第3回：10/3開催予定

市町村説明会：10/12開催
+ 意見照会

10月 第3回 総合政策部会・地球環境部会（合同部会）
○ **京都府地球温暖化対策推進計画中間案（促進区域の基準 + 新たな目標設定）を審議**

← 今日

12月 京都府議会12月定例会（中間案報告）
パブリックコメント開始

2023年

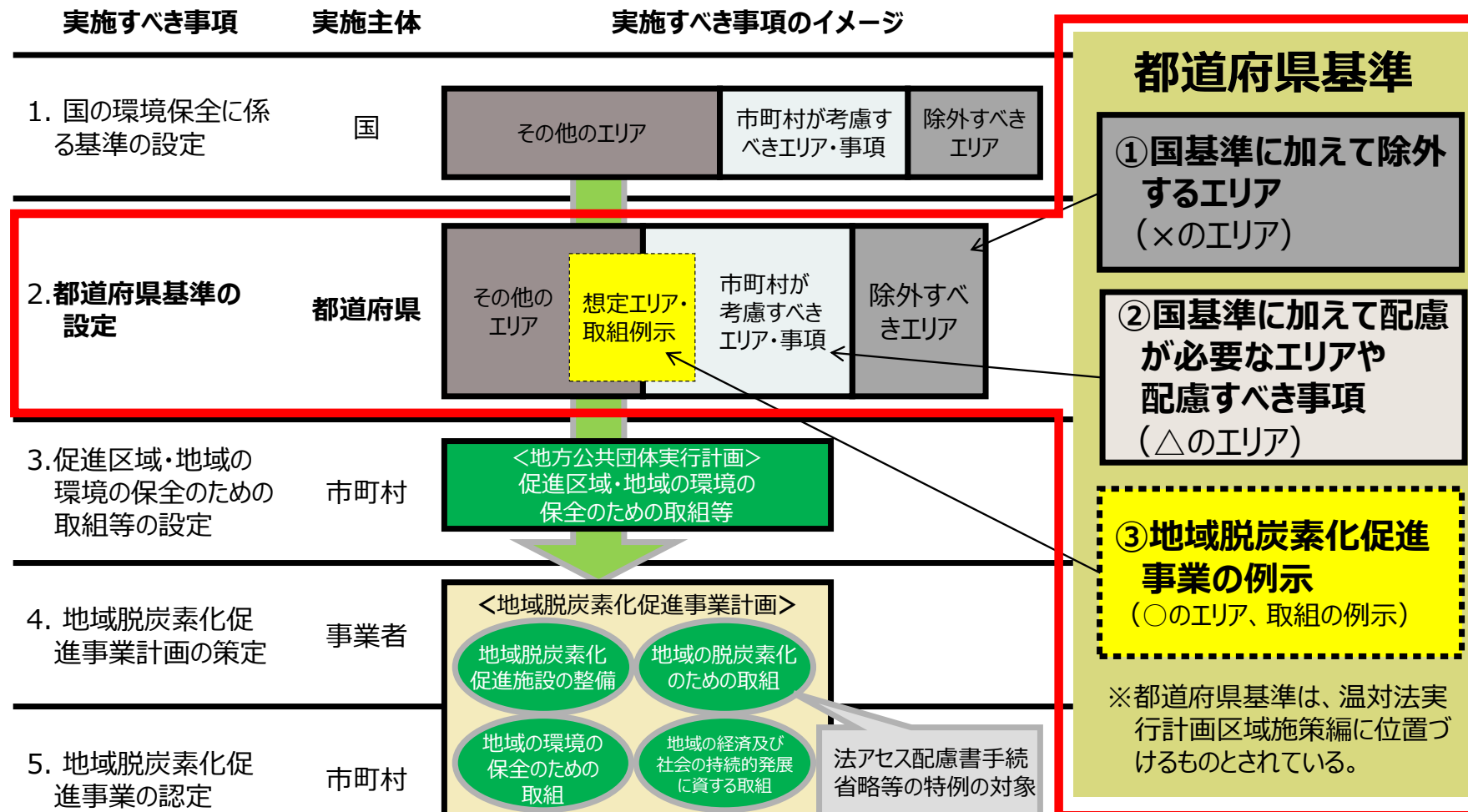
～1月 パブリックコメント終了
第4回 総合政策部会・地球環境部会（合同部会） → 環境審議会答申

2月 京都府議会2月定例会（最終案上程）

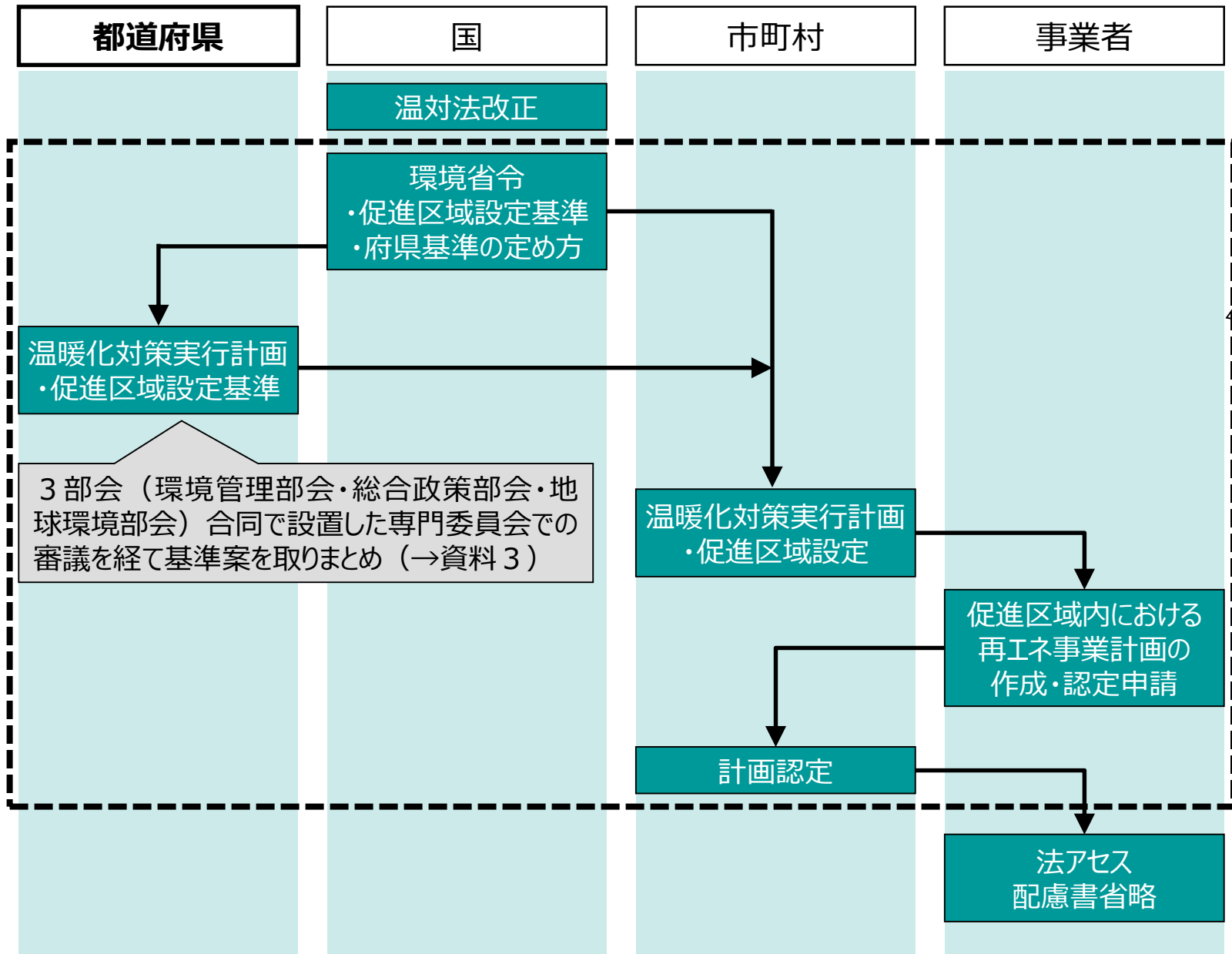
促進区域に関する基準設定について

- 本年4月施行の改正温対法では、脱炭素社会の実現に向け市町村が再エネ事業の「促進区域」を設定可能とする制度を措置
- 促進区域は、国が定める基準のほか、都道府県が基準を定めている場合には、当該基準に従い、市町村が設定
- 促進区域内で行われる地域脱炭素化促進事業は、市町村の計画認定を受けることが可能であり、認定を受けた事業は、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの配慮書の手続省略等の特例措置の対象（都道府県基準が設定されている場合に限る）となる。

※ 促進区域制度では、市町村が、温対法に基づく協議会での協議等を通じて、環境への配慮や地域における合意形成を図りながら促進区域を設定することによって、地域主導の下で地域脱炭素化（再エネ導入拡大等）を推進



(参考) 地域脱炭素化促進事業の認定までの流れ



● 環境影響評価法の配慮書手続において検討すべき配慮事項が、温対法に基づく国・京都府基準及び市町村における促進区域の設定に当たっての検討過程において検討されることが担保される。

※都道府県基準が設定されない場合、法アセスの配慮書は省略されない。

専門委員会について

- 京都府環境審議会運営要領に基づき、総合政策部会・地球環境部会・環境管理部会の3部会合同で「地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会」を設置し、計3回の審議を経て、基準案を取りまとめたところ。

<地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会 委員（50音順）>

京都大学大学院人間・環境学研究科 教授 浅野 耕太（環境経済学）	京都大学大学院工学研究科 教授 清水 芳久（水質、地盤沈下、土壌汚染）
京都芸術大学芸術学部 教授 荒川 朱美（景観）	京都先端科学大学バイオ環境学部 教授 田中 和博（植物）
国立研究開発法人国立環境研究所 主幹研究員 岡 和孝（気候変動影響・適応）	一般社団法人太陽光発電協会事務局 政策推進担当 長峯 卓（再エネ事業（太陽光））
◎京都大学大学院地球環境学堂 教授 勝見 武（環境地盤工学）	兵庫県立人と自然の博物館 研究員 布野 隆之（動物（鳥類））
京都府地球温暖化防止活動推進センター 副センター長 木原 浩貴（地球温暖化対策）	一般社団法人日本風力発電協会 理事 見上 伸（再エネ事業（風力））

※（）は専門分野。◎は委員長。敬称略。

<開催結果>

令和4年 8月1日 第1回専門委員会
8月25日 第2回専門委員会
10月3日 第3回専門委員会

専門委員会の主な御意見

1. 本制度における府の役割、市町村の役割等

- 再エネ促進の観点からは、特に除外すべきエリアについて、都道府県基準で多くを決めすぎないほうがよい。
- その上で、影響が地域に留まらず広域に及ぶものと市町村境界領域におけるものは、基準の中で配慮を求めるべき。

2. 促進区域設定基準の考え方

- 各法令の規制内容に応じて、除外する区域かどうかを議論するべき。
- 今後の気候変動の影響（降雨量の増加等）にも留意されたい。
- 環境影響の場所的・時間的な広がりにも一定の留意が求められる。

3. 地域脱炭素化のための促進区域の候補となる具体的なエリアについて

- 具体的な取組の例示は評価。促進区域を設定する市町村にとって、代表的なものをわかりやすく例示されたい。
- 配慮基準案に記載のあるエリアについて、むやみにアクセルを踏むべきでないのは理解するが、制度の目的が再エネ促進であるにも関わらず、殊更にブレーキを踏むべきという印象だけが強くなっている。促進区域の候補となる具体的なエリア等の内容もしっかり伝えていくべき。

4. その他（基準策定のプロセスや基準の公表）

- 「促進区域外（基準で除外する区域等）では再エネ導入が禁止される」という誤解が広がらないように留意されたい。
- 基準策定後、市町村が積極的にポジティブなゾーニングをしていけるようにすることが重要であるため、基準を確定する前に市町村からのヒアリングを実施し、市町村の率直な意見も反映されたい。

→ 専門委員会の検討結果（基準案）は資料3のとおり

<京都府地球温暖化対策推進計画の改定に関する御意見抜粋>

※ 主に追加施策について

- 国の計画に基づく電気排出係数（2030年度）を前提とすることについて、実現に向けた国の施策が不十分であること、引き続き原子力・石炭火力に依存したものであることに注意が必要
- 府民の行動変容、ライフスタイルの転換等、需要側の取組強化が重要
- 追加施策として、府の新たな計画に基づく廃棄物の削減・リサイクルの促進等に係る取組を明記されたい。
- 林業の活性化や木質バイオマスの利用が進んでいる地域もあるが、「森の京都」を掲げる府においても分野横断的な独自施策に期待
- 積極展開している中小企業対策の取組に期待。現在進めている金融機関から企業へのアプローチも重要であり、金融機関によるSBT取得等も含めて推進いただきたい。
- 再エネの利用率と導入率に開きがあるのは問題。地域経済に繋がる形での導入施策に注力されたい。
- 再エネについては、電力利用だけでなく高効率な熱利用も促進されたい。
- 緩和策に加え、グリーンインフラ等の適応策も引き続き強化されたい。

- 令和3年3月に策定した地球温暖化対策推進計画について、その後策定された新たな国の計画や社会経済情勢の変化を踏まえ、**削減目標の見直し**を行うとともに、地球温暖化対策推進法に基づく**促進区域の設定に関する環境配慮基準**を明記

■ 改定の概要

（1）温室効果ガス排出量の削減目標（目標年度：2030年度）

現行計画：40%以上削減（2013年度比）

改定案：46%以上削減（2013年度比） ※ 2020年度実績：19.1%減（2013年度比）

（2）目標達成に向けた取組の強化（主な追加施策）

- ・地域金融機関と連携した地域脱炭素化コンソーシアムの設置、京都府独自のサステナブルファイナンスのフレームワークの構築等により中小企業の脱炭素化を促進
- ・エネルギー価格高騰等の経営状況の変化を踏まえ、中小企業等に対し、長期的な経営改善に繋がる建築物の脱炭素化について専門家派遣を含め総合的に支援
- ・リフォーム会社・工務店等と連携し、住宅の定期点検や水まわりリフォーム等を機に比較的取り組みやすい省エネ改修（窓断熱など）を推進
- ・再エネ導入を通じて地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素先行地域を府内に創出し、府内他地域へ展開

（3）促進区域の設定に関する環境配慮基準

地域の環境保全に配慮し、地域の経済及び社会の持続的発展に資する再エネ事業の推進を図るため、法に基づく環境配慮基準を設定

※ 促進区域の候補も明示（営農地、市町村等の有する遊休地など）

■ 対象となる再エネ設備

太陽光発電設備及び風力発電設備

■ 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域

保安林、海岸保全区域、河川区域、鳥獣保護区、生息地等保護区・保全地区、自然環境保全地域・歴史的な自然環境保全地域、国立・国定公園特別区域 など

■ 考慮を要する区域・事項等

促進区域の設定を極力避ける区域（砂防指定地等）や配慮事項が存在する区域（洪水浸水想定区域等）に加え、必要な配慮をした上で区域設定すべき事項（騒音等）を明記